

募集

コミュニティバスはむらん運営  
推進懇談会 市民公募委員の募集



羽村市コミュニティバスはむらん運営推進懇談会は、「はむらん」をより利用しやすいものにするために皆さんから意見をいただいています。

第10次懇談会では、「はむらんの魅力発信」をテーマにグループワークなどを行います。

現在の委員の任期満了に伴い、市民公募委員を募集します。

- 応募資格 次の①②両方に当てはまる方
①市内在住・在勤の18歳以上で、市のほかの審議会などの委員になっていない方
②「はむらん」に関心のある方
募集人数 5人
任期 2年間(6月1日～令和9年5月31日)

開催回数 全4回(予定)
開催時間 原則、月～金曜日の昼間(1回2時間程度)
報酬・謝礼(日額) 2500円
選考 応募多数の場合は公開抽選
※抽選の場合は別途、抽選日をお知らせします。抽選結果は、応募者各人にお知らせします。

手続き

転出届は来庁不要なオンラインが便利！
引越しの時は
住所異動の届け出を忘れずに

- 住所が変わるときは届け出が必要です。
ほかの市町村などへ引越すとき
引越前および引越後14日以内に「転出」の届け出をしてください。
羽村市に引越してきたとき(新住所での届け出)
住み始めてから14日以内に「転入」の届け出をしてください。
羽村市内で転居したとき
新しい住所に住み始めてから14日以内に「転居」の届け出をしてください。
届出に必要なもの
本人確認書類(マイナンバーカードや運転免許証など)
※本人以外が届け出する場合は委任状も必要です。
※マイナンバーカード・住民基本台帳カード・在留カード・特別永住者証明書を持っている方は、住所変更を行いますので用意してください。

転出届はマイナンバーから！

マイナンバーカードを持っている方は、マイナンバーからオンラインでも転出の届け出をすることができます。



▲デジタル庁ウェブサイト



▲引越しの手続きについて(マイナポータル)

便利なオンライン手続き
○転出手続きのために羽村市役所に行かなくても大丈夫！
○引越し予定の30日前引越後10日の間であれば、24時間いつでも手続きできる！
詳しくはデジタル庁ウェブサイトをご覧ください。
※マイナンバーを通じて転出の届け出をした後は、別途、転入先の市区町村窓口で転入届等の手続きが必要です。
問合せ 市民課受付係 121

今月の子育て研修動画

(公財) 明治安田こころの健康財団との連携事業

3月のテーマ「子供と一緒に成長する子育て」

配信期間 3月1日(土)～31日(月)
(視聴時間約25分)
講師 塩崎 尚美 さん(日本女子大学人間社会学部心理学科教授)



▲動画の視聴はこちら(公式サイト)

内容
情報過多で時間の流れが早い今日の生活環境の中で、子どもの自己肯定感や主体性を育てるために親がすべきことはどのようなことでしょうか。それは、親の「カン」を磨くことと「待つ」ことです。少しずつできるようになれば、親も子どもと一緒に成長していくことが、子育ての喜びにつながります。

共催 (公財) 明治安田こころの健康財団、羽村市
後援 明治安田生命保険相互会社
問合せ 子育て支援課児童青少年係 261

令和6年度 羽村市こころの健康セミナー「大人の発達障害」
進学や就職によって人間関係や求められる社会性が複雑化し、生きづらさを感じたり、心理的なストレスを抱え生活をしている人は少なくありません。適切な



▲五嶋 亜子さん

対処ができません、うつ病や不安症、睡眠障害などの二次障害が出現して発達障害に初めて気づくことがあります。
発達障害の特性は一人一人異なります。誰もが自分らしく生きるために、大人の発達障害について一緒に考えましょう。
日時 3月19日(水)午後2時～3時30分
(受付：午後1時45分から)

会場 プリモホールゆとりぎレセプションホール
定員 50人(申込順)
講師 五嶋 亜子さん(杏林大学学生支援センター講師・学生相談専任カウンセラー、臨床心理士、公認心理師)
申込み・問合せ 3月3日(月)から、左の申込フォーム、電話または直接、健康課(保健センター内) 626へ



▲申込フォーム

お寄せください!
ご家庭のごみやりサイクルに関するエピソード
「我が家のリサイクルの具体例」「我が家のエコ生活」「ごみ出しの苦労話」など、各家庭の、ごみやりサイクルに関するエピソードを募集します。
※タイトルに「ごみエビ」と付けて、本文に「氏名、連絡先」を記入してください。
Eメールまたはファクスで、生活環境課までお寄せください。僕たちが紹介できるかも!
問合せ 生活環境課 204 FAX 554-2921
s208000@city.hamura.tokyo.jp

引越しの時は、水道の使用開始・中止の連絡も忘れずに!

窓口納付の取扱いが終了
りそな銀行・埼玉りそな銀行

連絡がないまま転居・転出すると、引き続き前住居の水道料金も発生します。使用していなくても基本料金がかかりますので、注意してください。
使用開始・中止の手続方法
①電話または直接、羽村市水道事務所お客様窓口へ
②電子申請(インターネットでの申請)
※詳しくは公式サイトを確認してください。

市に納めていただく税金や料金について、りそな銀行、埼玉りそな銀行本・支店での窓口の取扱いが3月31日(月)で終了します。
なお、口座振替は引き続き利用することができます。
4月1日(火)以降は、納付書裏面に記載されているほかの金融機関などで支払ってください。
問合せ 会計課 101
水道事務所 554-2269



▲水道ご利用の開始・中止・変更について(公式サイト)

